

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公開番号】特開2008-36044(P2008-36044A)

【公開日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-007

【出願番号】特願2006-212737(P2006-212737)

【国際特許分類】

A 46 B 3/16 (2006.01)

【F I】

A 46 B 3/16

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月31日(2009.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

洗浄、清掃、研削、塗布等に使用される各種加工ブラシに用いられるブラシ用毛材において、前記ブラシ用毛材は、長尺の纖維束を蛇行状に折曲させて仮止め糸により帯状に連ねた帯板状体を有し、該帯板状体の長手方向には1本又は複数本の芯線が挟み込まれて保持されていることを特徴とするブラシ用毛材。

【請求項2】

芯線は帯板状体の短手方向の略中央部に仮止め糸によって保持されていることを特徴とする請求項1に記載のブラシ用毛材。

【請求項3】

芯線は帯板状体の短手方向の端部に仮止め糸によって保持されていることを特徴とする請求項1又は2に記載のブラシ用毛材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1の発明は、洗浄、清掃、研削、塗布等に使用される各種加工ブラシに用いられるブラシ用毛材において、前記ブラシ用毛材は、長尺の纖維束を蛇行状に折曲させて仮止め糸により帯状に連ねた帯板状体を有し、該帯板状体の長手方向には1本又は複数本の芯線が挟み込まれて保持されていることに特徴を有する。したがって、芯線が予めブラシ用毛材に挟み込まれていることから、各種加工ブラシの製造工程においてブラシ用毛材に芯線を挟み付ける工程を必要としない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項 2 の発明は、請求項 1 の発明において、芯線は帯板状体の短手方向の略中央部に仮止め糸によって保持されていることに特徴を有する。したがって、芯線の両側の帯板状体を折り曲げることによって容易にチャンネルブラシを製造することができる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項 3 の発明は、請求項 1 又は 2 の発明において、芯線は帯板状体の短手方向の端部に仮止め糸によって保持されていることに特徴を有する。したがって、芯線が保持されている端部をコ字状の帯状体で挟みつけ、他方の端部の長手方向を切断することによって容易にチャンネルブラシを製造することができる。